

工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について

工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、下記のとおり運用することとする。

記

1 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1)の「契約金額」は、契約代金の部分払をした工事にあつては、契約金額から当該部分払の対象となった既済部分の代価又は製作代価（以下「既済部分の代価等」という。）を控除した額とする。ただし、契約代金の部分払のための検査に合格した旨の通知の書面において、6の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった既済部分又は製作品（以下「既済部分等」という。）を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、契約金額から部分払の対象となった既済部分の代価等

を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

- (1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

S : スライド額

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する契約金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入額が(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ 又は $M_{\text{変更油}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、5(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{変更油}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算定によりスライド額を算定する。

- (4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。
- ② 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油について、5(4)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5(4)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約約款第13条第2項による工事材料の検査の際に把握された月及び数量とし、当該検査の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した

搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D) (以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
 - ② 設計図書に記載された数量がないとき又は一式で計上されている仮設工事等にあつては、区の設定数量
 - ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されていないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 契約代金の部分払をした工事にあつては、6の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった既済部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。
- (4) (1)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当

該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出しがたい事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱

契約代金の部分払のための既済部分等の検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の契約金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった既済部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 一部しゅん工

工事請負契約約款第39条の規定により指定部分の引渡しを終えた工事については、当該一部しゅん工に係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 契約金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（一部しゅん工に係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更契約は、工期の末に行うものとする。

9 鋼材類又は燃料油以外の材料

鋼材類又は燃料油以外であって、価格上昇要因が明確であると発注者が認めた材料については、その品目の特性にあわせ、品目ごとに鋼材類又は燃料油に準じ、1から8の規定を適用する。

なお、対象材料については、設計図書（営繕工事にあつては数量内訳書）に

記載のある材料を原則とする。

10 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して契約金額を変更した契約については、1（1）中「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2（1）中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「契約金額」とあるのは「契約金額から工事請負契約約款第25条第3項の変動後残工事金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）とする。

附 則

- 1 この運用は、平成20年7月15日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る8（1）の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（一部しゅん工に係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日まで」とする。

附 則

- 1 この運用は、令和4年6月29日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で令和4年9月30日以前である工事に係る8（1）の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（一部しゅん工に係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、令和4年8月1日まで」とする。

世田谷区契約担当者 あて

受注者
住 所
商号又は名称
代表者

工事請負契約約款第25条第5項の規定による契約金額の変更について（請求）

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、契約当初に比べて
工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第25条第5項
に基づき、契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名
(契約番号) (世 第 号)
- 2 契約金額 ¥
- 3 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
(一部しゅん工期末 令和 年 月 日)
- 4 請求する主要材料
- 5 変更請求概算額 ¥
添付書類
(1) 契約金額変更請求額計算書
(2) 証明書類

現時点で納入されていない資材がある等の理由により、証明書類を提出できないため、
以下の提出予定日までに全ての添付書類を提出します。

提出予定日：令和 年 月 日

※ 提出予定日は、工期（一部しゅん工期）3週間前までの日付を原則とします。

(参考書式2-1)
令和 年 月 日

(受注者宛)

様

世田谷区契約担当者

工事請負契約約款第25条第7項の規定によるスライド額について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった「工事請負契約約款第25条第5項の規定による契約金額の変更について（請求）」について、工事請負契約約款第25条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

- 1 工 事 件 名
(契約番号) (世 第 号)
- 2 スライド額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 回答期日 令和 年 月 日

世田谷区契約担当者 あて

受注者
住 所
商号又は名称
代表者

承 諾 書

令和 年 月 日付により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

- 1 工 事 件 名
(契約番号) (世 第 号)
- 2 スライド額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(参考書式2-3)

令和 年 月 日

(受注者宛)

様

世田谷区契約担当者

工事請負契約約款第25条第7項の規定によるスライド額について（通知）

令和 年 月 日付によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

については、工事請負契約約款第25条第7項の規定により、スライド額を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 工事件名
(契約番号)

(世 第 号)

2 スライド額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

令和 年 月 日

(受注者宛)

様

世田谷区契約担当者

工事請負契約約款第25条第5項に基づく契約金額の変更について

令和 年 月 日付けで請求のあった工事請負契約約款第25条第5項の適用に基づく契約金額の変更請求については、提出された資料等を基に主要な工事材料の変動額を算定した結果、対象工事費の1%以上の変動がありませんでしたので、契約金額の変更は行わないものとします。

なお、算定結果等の詳細については、下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

記

- 1 工 事 件 名
(契約番号) (世 第 号)
- 2 契約金額 ¥
- 3 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 契約金額の変更を行わない理由
変動額_鋼、変動額_油及び変動額_{その他資材}が、対象工事費の1%相当額を超えていないため（詳細については別紙参照）。

3 その他資材

※単位:円(消費税抜き)

名称	規格	単位	購入月:		購入月:		購入月:		購入月:		購入先
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	

※上記内容が確認できる証明書類の写しを添付すること。なお、必要書類が確認できない場合にスライド額の対象数量とはしないものとする。